

障害者の支援費制度

NPOも積極参加

障害者が、受けたい福祉サービス・事業所を自分で選び、契約できる「支援費制度」が4月から始まった。これまで施設や障害者へのサービス提供をする事業者は市町村が決定していたが、今後は県から指定を受けた法人団体であれば、事業に参加できる。現在、県からの指定を受けている事業所は、延べ数で600近く。社会福祉法人はじめ民間企業が大半を占めているが、障害者支援の活動を続けてきたNPO団体も指定を受けている。特徴あるサービスを展開するNPO3団体を紹介する。

10年の経験を強みに

ゆうゆう

NPO法人ゆうゆう（前橋市棚島町、今井寿美枝理事長）は10年程前、個人事業として就学前の障害児のデイサービスを開始。5年前から前橋市の委託先として、通年で6～10人の障害児を受け



アットホームな雰囲気の「ゆうゆう」の施設

入ってきた。支援費制度の開始にともない、比較的短期間で認可が可能なNPO法人の設立を申請、4月からの制度変更の間に合わせた。サービス内容は以前と変わらず、手や指を使った遊びや野外遊び、保護者への個人指導が中心だ。しかし、支援費制度実施後の収入は以前と比べて減ったという。利用者数は変わらないものの、以前は通年で市町村から措置費が出ていたのに対し、現在は利用者1人につき1日ごとの単価計算となり、障害者が利用を休んだ場合は、その日分の収入が入らないためだ。

今井理事長は「利用者からみると使い勝手は良くなるのでは」と支援費制度のメリットを述べる半面、「事業者側からすると、収入面だけでなく事務的なことも複雑になった」と話している。利用者は前橋、高崎地域を中心に、伊勢崎や玉村からもサービスを受けに来ている。今井理事長は「10年間の経験を強みに、利用者に選ばれる雰囲気大切にしながら、よりよいサービスを実施していきたい」と施設の

障害者の親らが設立

のびる

NPO法人のびる（群馬郡馬町足門、小山龍也理事長）は、4年程前、障害を持つ子供の親たちがお互いを助け合おうと立ち上げたもので、2年前からは県から心身障害児（者）生活サポート事業の委託を受けている。障害者の身体介護、余暇の支援、外出時の移動介護のほか、家族の支援を年中無休で24時間対応

しているが、支援費制度を機に、利用者からの要望もあり居宅介護事業者の指定を受けた。高崎市と群馬郡を中心に家事援助、身体介護、移動介護などを行う。現在は、定期的に利用者があり、今後増えることも予測される。また、これまでの事業と利用時間が増えることも多いため、人員も増強していく方針だ。ただ、支援費制度の居



障害者の入浴施設への付き添い後、ロビーで談笑するハートフルの桑嶋さん（右端）

ヘルパー育成に重点

ハートフル

99年にNPO法人を設立して以来、高齢者や障害者の介護や介助、家族への支援など幅広く活動しているNPO法人ハートフル（高崎市石原町、櫻井宏子理事長）も、支援費制度の指定を受けた。サービスの問い合わせが多く、利用者の依頼も増えているという。

「支援費のおかげで、その人に合わせた時間やサービスの対応が改善でき、利用者もサービスが利用しやすくなった」と櫻井理事長。介護保険でぎりぎりのサービスしか受けられなかった人も、限度以上のサービスを受けられるようになったという。ハートフルでは、支援費指定事業以外に、土日・祝日、24時間対応できる有償ボランティアがあり、送迎やペットの世話、草むしりなどプラスアルファで総合的な支援を強みにしている。しかし、受け入れられる範囲は広がり、人員不足で依頼を断らなくてはならないケースが出てきてしまっている。ヘルパーの育成に力を入れた」とヘルパー2級講座を週2回ずつ実施して人材の育成と能力の研さんに重点を置く。主な活動地域は高崎、群馬、藤岡。今後は、事業者の少ない富岡にも拠点を置き、西毛をカバーしていく方針だ。櫻井理事長は「さまざまなニーズに応えられる体制をつくり、利用者本位のサービスを目指したい」と意欲をみせている。